

法務省民商第 9 9 号
平成 2 8 年 6 月 2 3 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務
の取扱いについて（依命通知）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成 2 8 年法務省令第 3 2 号。以下
「改正省令」という。）の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、
本日付け法務省民商第 9 8 号民事局長通達（以下「通達」という。）が発出さ
れたところですが、通達の運用に当たっては、下記の点に留意するよう、貴管
下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「規則」とあるのは、改正後の商業登記規則（昭和 3 9 年
法務省令第 2 3 号）をいい、引用する条文は、全て改正後のものです。

記

第 1 登記簿の附属書類の閲覧について

1 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「閲覧しようとする部分」 の特定について

登記簿の附属書類の閲覧の申請に当たっては、当該附属書類が名称によ
り特定されることを要するところ、その名称としては、登記官において、
申請書類つづり込み帳につづり込まれた附属書類のうち、閲覧しようとする
附属書類を特定するに足る記載がされることを要する。附属書類の名
称の記載は、具体的な名称（例えば、「定款」又は「株主総会の議事録」）
をもって行われるほか、商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）又は規
則等の法令に規定された文言（例えば、「取締役が就任を承諾したことを

証する書面」)により行われることも差し支えない。

2 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」及び同申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」について

(1) 「利害関係を明らかにする事由」について

登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」は、閲覧しようとする部分として特定された添付書面を閲覧することについての利害関係を明らかにする事由が記載されていることを要するところ、例えば、取締役の解任の登記がされている場合において、当該取締役であり、かつ、当該会社の主要な株主である者が、「閲覧しようとする部分」として「その解任について決議された株主総会の議事録」と特定してその閲覧を請求したときの利害関係を明らかにする事由としては、当該会社に対して当該株主総会の決議の有効性を争うための民事訴訟を提起するために、当該株主総会の開催の状況及び決議の状況等につき当該株主総会の議事録の記載内容を確認する必要があることなどが考えられる。

この場合において、「規則第61条第3項の書面」をも閲覧申請の対象とするときの利害関係を明らかにする事由としては、例えば当該株主総会の決議の有効性等を確認するために、閲覧対象の会社が主要な株主の一人として申請人の氏名等を当該書面に記載しているかを確認する必要があることなどが考えられる。

(2) 「利害関係を証する書面」について

登記簿の附属書類の閲覧の申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」は、閲覧しようとする部分の閲覧について利害関係を有することを証する書面であることを要するところ、例えば、(1)に記載した事案において、「株主総会の議事録」の閲覧を申請する場合には、当該申請人が閲覧対象の会社の株主であること及び取締役であったことを証する書面に加えて、訴状の案の写し等の当該株主総会の決議の有効性を争う訴訟を提起する予定であることを証する書面等が必要と考えられる。

また、(1)に記載した事案で「規則第61条第3項の書面」の閲覧を申請する場合も、同様である。

なお、このように、一の閲覧申請につき、「閲覧する部分」として複数の附属書類が記載されている場合において、それぞれの附属書類の閲

覧につき添付を要する「利害関係を証する書面」が共通するときは、1通のみ添付されていれば足りる。

3 登記官による処分について

(1) 申請の却下について

登記官は、登記簿の附属書類の閲覧の申請に理由があると認められる場合には、閲覧を許可し、閲覧の申請に理由があるとは認められない場合には、これを却下することとされたところ、閲覧の申請に理由があるとは認められず、これを却下すべき場合としては、例えば、申請書に必要な事項の記載がされていない場合、申請書に必要な添付書面が添付されていない場合又は閲覧しようとする部分についての利害関係があるとは認められない場合等がこれに該当する。

(2) 利害関係の審査

登記簿の附属書類の閲覧についての利害関係の有無の審査は、附属書類に記載された個人情報にも配慮して行い、閲覧の申請人において、より個人情報の保護に資する一の書面を閲覧すれば、申請書に記載された利害関係を明らかにする事由との関係で、閲覧の目的を達すると認められる場合には、それ以外の書面の閲覧については利害関係は有しないものと判断して差し支えないとされたところ、例えば、会社法（平成17年法律第86号）に基づき取締役個人に対する損害賠償請求の訴えを提起するに当たり、民事訴訟の訴状の送達先を把握する必要があるなどとして附属書類の閲覧が申請された場合において、取締役の住所が記載された附属書類として、取締役が就任を承諾したことを証する書面と取締役の本人確認証明書の双方につき閲覧の申請がされたときは、取締役が就任を承諾したことを証する書面の閲覧のみを許可し、当該取締役の本人確認証明書の閲覧には利害関係を有しないものと判断される。

なお、閲覧の申請人が、取締役の本人確認証明書のみの閲覧を申請した場合も同様である。

4 捜査機関等からの照会への対応について

捜査についての必要な事項の照会及び犯則事件の調査についての必要な事項の照会等については、従前の取扱いから変更はないとされたところ、この場合において、捜査機関等が、特に緊急を要するとして、登記の附属書類の写しの交付又は送付に先立ち、電話による口頭での回答又はファク

シミリによる登記の附属書類の写しの送信での回答等の方法による速やかな回答を要望するときは、登記所の事務への影響も考慮し、捜査機関等と協議の上、これに応じても差し支えない。なお、この場合においては、誤送信等がないように、捜査機関等の連絡先の確認等について留意されたい。

第2 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合等における登記の申請書に添付すべき書面について

1 登記すべき事項につき株主全員の同意等を要する場合

規則第61条第2項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項第1号又は第2号に定める事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する。

2 登記すべき事項につき株主総会等の決議を要する場合

(1) 規則第61条第3項に規定する書面に記載すべき株主又は種類株主

ア 株主総会の決議を要する場合

登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合における規則第61条第3項に規定する書面には、株主総会に出席した株主に限られず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある。

イ 種類株主総会の決議を要する場合

登記すべき事項につき種類株主総会の決議を要する場合における規則第61条第3項に規定する書面には、種類株主総会に出席した株主に限られず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該種類株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある。

(2) 具体例

規則第61条第3項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する。